ヒラヤマニュース
HIRAYAMA News
Thinking Future Together...
11
Nov,2016
Vol. 62

「外国人技能実習適正実施法案」が臨時国会で成立へ

不適切な監理団体の排除などを目的とする外国人技能実習適正実施法案と、日本での在留資格に介護職を追加する出入国管理・難民認定法改正案の両法案が、現在開会中の臨時国会で成立する公算が高まりました。１０月２１日の衆院法務委員会で一部野党を除く賛成多数で可決。１１月中に参院で審議され、可決・成立する流れです。所管は法務省と厚生労働省の共管で、技能実習適正実施法案は、認可法人の外国人技能実習機構（仮称）を新たに創設し、「管理監督体制の強化」と「制度拡充」という両面を進めるのが柱。昨年の通常国会の最終盤となる９月に審議入りしていた法案です。

現行制度をめぐる国内外からの批判や課題の打開に向けた政府提出法案。外国人技能実習制度については、１９９３年の制定以降、入国管理法や労働関係法令の違反が絶えず、国内外から人権上の批判も挙がっていました。

法案のうち「管理監督体制の強化策」のポイントは５点で、

１、（現行）政府・当局間の取り決めがない。保証金を徴収しているなどの不適正な送り出し機関の存在。

（見直し後）実習生の送り出しを希望する国との間で、政府・当局間の取り決めを順次作成することを通じ、相手国政府・当局と協力して不適正な送り出し機関の排除を目指す。

２、（現行）監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、実習体制が不十分。

（見直し後）監理団体については「許可制」、実習実施者については「届け出制」とし、技能実習計画は個々に「認定制」とする。

３、（現行）民間機関であるＪＩＴＣＯが法的権限のないまま巡回指導。

（見直し後）新たな外国人技能実習機構（認可法人）を創設し、監理団体などに報告を求め、実地検査するなどの業務を実施する。

４、（現行）実習生の保護体制が不十分。

（見直し後）通報・申告窓口を整備。人権侵害行為などに対する罰則などを整備。実習先変更支援を充実させる。

５、（現行）業所管省庁などの指導監督や連携体制が不十分。

（見直し後）業所管省庁、都道府県などに対し、各種業法などに基づく協力要請などを実施。これらの関係行政機関から成る「地域協議会」を設置し、指導監督・連携体制を構築。

また、「制度の拡充策」には３点のポイントがあり、

１、優良な監理団体などへの実習期間の延長または再実習。３年間から５年間を想定。（一時帰国後、最大２年間の実習）

２、優良な監理団体などにおける受け入れ人数枠の拡大。常勤従業員数に応じた人数枠を倍増。（現行の最大５％までを改め、最大１０％までなど）

３、対象職種の拡大。地域限定の職種・企業独自の職種（社内検定の活用）、複数職種の同時実習の措置、職種を随時追加する。

「優良な監理団体など」とは、法令違反がないこと、技能評価試験の合格率、指導・相談体制について一定の要件を満たしている監理団体および実習実施者を指しています。

新機構は、法案が成立すればただちに創設されます。また、適正化法案が成立すると、政府は施行と同時に技能実習の職種に「介護」を追加する方針を決めています。

政府の規制改革推進会議が始動、「人材ＷＧ」を設置

規制改革会議（２０１３年1月～１６年７月）の後継組織となる政府の「規制改革推進会議」（大田弘子座長）は、１０月上旬から実質的な活動をスタートさせました。「人材」「農業」「医療・介護・保育」「投資等」の ４つの作業部会の新設を正式決定。今年の７月末で設置期限を迎えた前身の規制改革会議で 注目を集めた「雇用ワーキンググループ（ＷＧ）」は、「人材ＷＧ」と名称変更し、転職支援などをテーマに議論を深める方針です。

「人材ＷＧ」の座長には中央大法科大学院教授の安念潤司氏、副座長には昭和女子大グローバル ビジネス学部特命教授の八代尚宏氏が就きました。八代氏は１２年ぶりに規制改革の会議体への復帰となります。

今回、人材ＷＧで議論する転職支援には具体的な検討テーマとして３項目あり、（１）転職して不利にならない仕組みづくり、（２）人材紹介の担い手の多様化、（３）公務員の採用・転職――となっています。

同会議は、来年６月までをひとつのサイクルとして、月に１～２回の会合を開き、まとめた提言を政府に答申する形をとります。なお、「人材ＷＧ」は１０月下旬に初会合（第１回）を開き、「（１）転職して不利にならない仕組みづくり」から議論を開始しています。

「働き方」に関連する政府の動きと予定

政府は今年に入ってから「働き方」に関する会議体を複数立ち上げていますが、当面、注視が必要な動きとして、「同一労働同一賃金」の有識者検討会が１２月に職種やその内容などで賃金や待遇の差などに合理的に説明が付く事例を具体的に示すガイドライン（指針）を公開します。また、年度末である来年３月に「働き方改革実現会議」が、長時間労働抑制などについて「実行計画」を発表します。

取材・文責　株式会社アドバンスニュース

製造請負優良適正事業者 第 2010001(02) 号
平成 25 年度厚生労働省受託事業
請負事業適正化・雇用管理改善推進事業
製造請負優良適正事業者認定制度

株式会社 平山　TEL:03-5783-3571（代）http://www.hirayamastaff.co.jp
東京本社：〒108-0075 東京都港区港南 1-8-40　A-PLACE 品川６階

Thinking future together
HIRAYAMA